

1. 対象箇所

【保存緑地名】
青葉山保存緑地

【指定日】
昭和50年6月5日

【現指定面積】
356.30ha

【区域変更箇所】
青葉区荒巻字青葉149の一部

【土地所有者】
国立大学法人 宮城教育大学

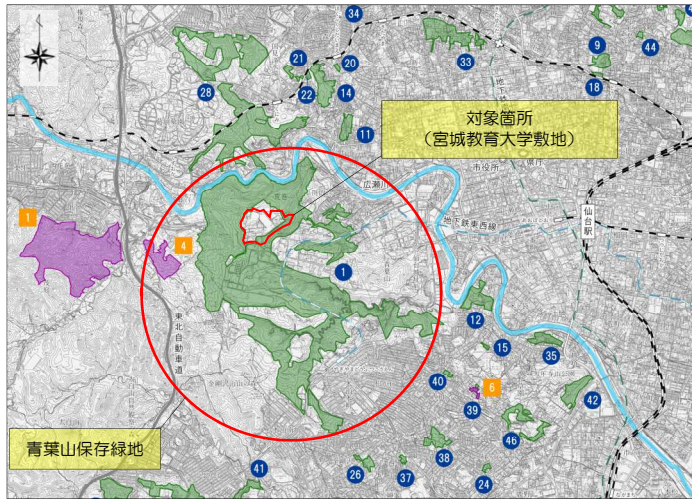


図1 位置図

2. 区域変更の内容

(1) 保存緑地指定の一部解除

宮城教育大学による過去の保存緑地内行為により既に緑地ではなくなっている箇所と、今後予定される敷地内への施設建設に伴って喪失する箇所について保存緑地の指定を解除する。

(2) 保存緑地指定箇所の追加

上記に伴う代償措置として、これまで保存緑地指定がなかった箇所を保存緑地に追加する。

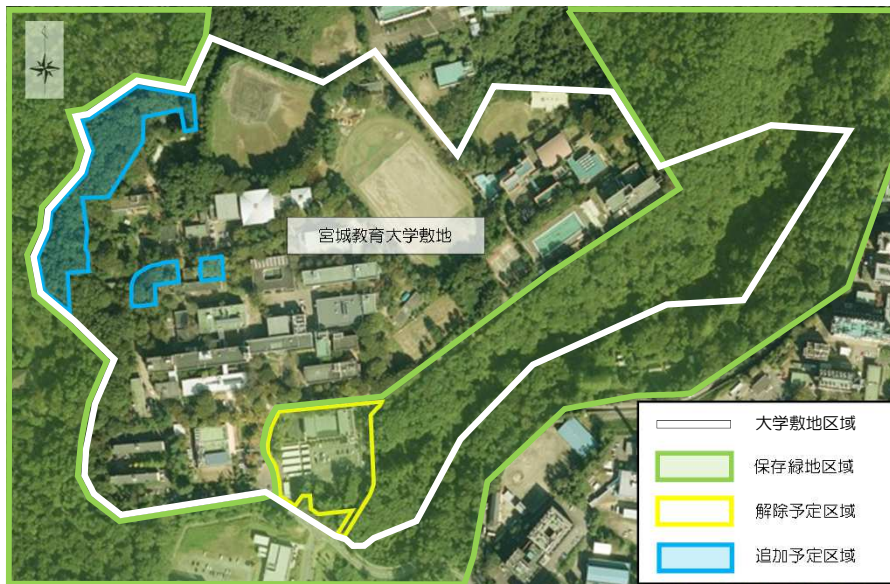


図2 保存緑地区域の変更箇所図

3. 変更内容の詳細

(1) 解除箇所

- 昭和54年9月に保存緑地内行為の通知があり、講堂及び駐車場等が建設され、既に緑地の現状が失われている箇所がある。
 - 令和4年3月に学生寮建設に伴う保存緑地内行為の通知があり、現在駐車場等になっている箇所と、その南側の現存している緑地の一部を利用して建設が計画されている。
- 以上の保存緑地内行為により緑地の現状が失われ、要件に該当しなくなった区域の指定を解除する。
(「社の都の環境をつくる条例」第11条第1項第5号)

【面積内訳】

- 解除予定面積 9,552㎡ うち現存緑地の喪失面積 957㎡
- 存置緑地面積 796㎡



図3 解除箇所図



写真1 講堂、駐輪場



写真2 学生寮建設予定地



写真3 現存緑地の存置箇所（西側）



写真4 現存緑地の存置箇所（南東側）

(2) 追加箇所

保存緑地内行為により緑地が失われることから、代償措置として、大学敷地内で保存緑地区域外となっている良好な緑地3箇所(①~③)合計9,972㎡を保存緑地に追加する。

(「杜の都の環境をつくる条例」第11条第1項第1~3号)



図4 追加箇所図

【面積内訳】

- ・緑地① 8,457㎡
- ・緑地② 1,043㎡
- ・緑地③ 472㎡

追加予定面積計 9,972㎡

【緑地① 面積 8,457㎡】

青葉山保存緑地区域に隣接しており良好な自然環境を残している。隣接する保存緑地は都市緑地(青葉の森緑地)として既に市民の憩いの場として利用されているが、本緑地内にも散策路が整備され、市民が散策する様子も見られ、保全が必要な緑地として青葉山保存緑地区域に追加する。



写真5 緑地①の遠景

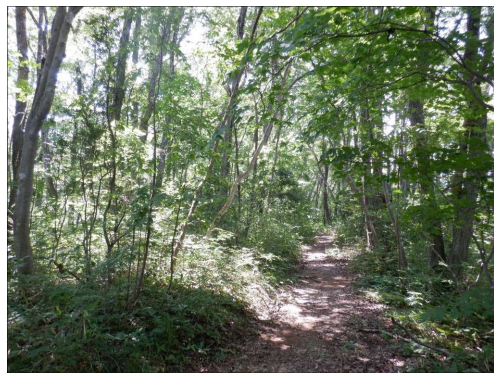


写真6 緑地①内の散策路

【緑地② 面積 1,043㎡、緑地③ 面積 472㎡】

大学音楽棟の脇にある緑地で、保存緑地とは接していないが、元々一体的であった緑地を残した箇所、コナラ、ミズナラ、ハルニシ等の多様な植生があり、大学の教材としても使われている。面積は小規模ながら良好な自然環境が残されており、保全が必要な緑地として緑地①と併せ青葉山保存緑地区域に追加する。



写真7 緑地②の外観



写真8 緑地③の外観

4. 区域変更後の保存緑地面積について

青葉山保存緑地			
変更前面積	区域解除面積	区域追加面積	変更後面積
356.30ha	0.96ha	1.00ha	356.34ha

(参考) 「杜の都の環境をつくる条例」

第十一条 市長は、都市の健全な環境を確保するため、緑を含む土地の区域で規則で定める規模以上のもののうち、次の各号のいずれにも該当するものを、保存緑地として指定することができる。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定により定められた市街化区域及びその周辺地に存すること
- 二 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があること
- 三 特に良好な自然的環境を有すること

(中略)

5 市長は、保存緑地の全部又は一部が第一項の要件に該当しなくなったときは、その保存緑地の指定を解除し、又は変更し、及びその保全計画を廃止し、又は変更するものとする。

(後略)